

平成 30 年度

第 9 回 庄原市農業委員会総会 会議録

日 時 平成 30 年 12 月 5 日 (水) 午後 1 時 30 分～

場 所 庄原市ふれあいセンター コパリホール

議案 1 農地法第 3 条の規定による許可について

議案 2 農用地利用集積計画（平成 30 年 12 月 28 日公告）の決定について

議案 3 農地法第 4 条の規定による許可について

議案 4 農地法第 5 条の規定による許可について

議案 3 非農地証明について

備 考

庄 原 市 農 業 委 員 会

各委員の出欠状況

席番	氏名	出席	欠席	席番	氏名	出席	欠席
1	入田 正義	○		13	明賀 美伸	○	
2	植木 登夫	○		14	藤原 富雄	○	
3	迫廣 芳秀	○		15	柳生 卓三	○	
4	原田 實夫	○		16	高坂 勝博	○	
5	堀江 唯雄	○		17	金本 篤子	○	
6	木村 英宗	○		18	前田 憲二	○	
7	三吉 和宏	○		19	道下 和子	○	
8	増谷 克則	○		20	島津 秀樹	○	
9	森兼 貢	○		21	天根 公昭	○	
10	前田 耕廣	○		22	青才 弘江	○	
11	田澤 信雄	○		23	松長 百合子	○	
12	竹森 達	○		24	名越 光紀	○	

農地利用最適化推進委員の出席状況

なし

事務局出欠状況

役職	氏名	出席	欠席	役職	氏名	出席	欠席		
(本庁)		(口和出張所)							
事務局長	松永 幹司	○		出張所長	麻尾 浩祥		○		
係長	岸 泰弘	○		係長	石田 泰清	○			
主任	森戸 活美	○		(高野出張所)					
				出張所長	小笠原圭二		○		
(西城出張所)				主任	藤原直人	○			
出張所長	國上 章二		○	(比和出張所)					
主任主事	梶原 歩	○		出張所長	小田 雅平		○		
				係長	坂口 登		○		
(東城主張所)				(総領出張所)					
出張所長	清水 勇人		○	出張所長	森末 博雄		○		
主任主事	竹原 守	○		主任主事	角脇 健太	○			

(午後 1 時 30 分)

事務局長：ただ今より、平成 30 年度第 9 回庄原市農業委員会総会を開催いたします。

それでは、会議規則第 6 条の規定により会長に議長を務めていただきます。

議長：それでは、会議を開会いたします。

ただいまの出席委員は 24 名です。よって、本総会は成立していることを報告いたします。

議長：本日の議事録署名者を指名します。21 番天根委員、22 番青才委員の両委員さんを指名します。両委員さん、よろしくお願いします。

議長：それでは、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可について」を上程します。受付番号 39 から 55 について事務局からの説明を求めます。

(事務局員 (本庁) : (議案説明資料にて、権利を設定、または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 以下 略)

議 長：以上説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしという声)

議 長：ないようですので、採決に移ります。受付番号 39 から 55 について一括採決することにご異議ございませんか。

(なしという声)

「農地法第 3 条の規定による許可について」

受付番号 39 から 55 を許可することに、賛成の委員の挙手を求めます。
挙手全員 決定されました。

議 長：続きまして、議案第 2 号「農用地利用集積計画の決定について」を上程します。
事務局からの説明を求めます。

(事務局員（本庁）：説明 以下 概略)

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画書の平成 30 年 11 月期の申出分については、別紙「平成 30 年 11 月 30 日公告 利用権設定内訳」のとおりです。

(内訳を読みあげる。以下略)

以上の農用地利用集積計画はこの農業委員会の承認後、本市農業振興課での公告・縦覧を経て正式に契約成立となります。

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議 長：無いようですので、採決に移ります。

「農用地利用集積計画の決定について」提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
挙手全員 決定されました。

議 長：つづきまして議案第 3 「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程します。
受付番号 9、10 について事務局からの説明を求めます。

(事務局員（本庁）：説明 以下 概要)

受付番号 9

位 置 等：説明資料の 6 ページと 7 ページに記載

転用事由：墓地

資金計画：全額自己資金

他 法 令：墓地埋葬法手続き中

周辺影響：影響ないと確認

除外手続：除外済

受付番号 10

位 置 等：説明資料の 8 ページと 9 ページに記載
転用事由：宅地拡張
資金計画：全額自己資金
他 法 令：特に無し
周辺影響：影響ないと確認
除外手続：除外手続中

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

議 長：担当地域の宇恵推進委員に来ていただいております。ご意見はございますか。

宇恵推進委員：周辺農地への影響もないので支障ないと思います。

議 長：その他ありませんか。

(なしの声あり)

議 長：無いようですので、採決に移ります。「農地法第 4 条の規定による許可申請について」受付番号 9 から 10 までを一括で採決したと思いますがこれにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長：それでは、受付番号 9 から 10 番について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

議 長：挙手全員決定されました。

議 長：つづきまして議案第 4 「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程します。受付番号 22、23 について事務局からの説明を求めます。

(事務局員（本庁）：説明 以下 概要)
受付番号 22

位 置 等：説明資料の 10 ページと 11 ページに記載
転用事由：太陽光発電設備
資金計画：全額借入資金
他 法 令：特になし
周辺影響：影響ないと確認
除外手続：除外済み

受付番号 23

位 置 等：説明資料の 10 ページと 12 ページに記載
転用事由：宅地造成
資金計画：全額借入れ資金
他 法 令：特になし
周辺影響：影響ないと確認
除外手続：第 3 種農地

議長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議長：無いようですので、採決に移ります。「農地法第5条の規定による許可申請について」受付番号22から23までを一括で採決したと思いますがこれにご異議ございませんか。

(なしの声)

議長：それでは、受付番号22から23番について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長：挙手全員決定されました。

議長：続きまして、議案第5号「非農地証明について」を上程します。
受付番号28から39について事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：説明 以下 概略)

受付番号28

位置等：説明資料の10ページと13ページに記載

潰廃事由：平成20年頃から労働力不足と遠方になるため耕作できなくなり現在に至る。

現地確認：茅、雑草等が繁茂し農地として復旧することが困難

受付番号29

位置等：説明資料の10ページと14ページに記載

潰廃事由：平成15年頃までは耕作を行っていたが高齢となり耕作できなくなり現在に至る。

現地確認：笹、雑草などが繁茂し農地として復旧することが困難

受付番号30

位置等：説明資料の10ページと15ページに記載

潰廃事由：平成20年頃から労働力不足で耕作しておらず現在に至る。

現地確認：茅、笹、雑木が植生し農地として復旧することが困難

受付番号31

位置等：説明資料の10ページと16ページに記載

潰廃事由：道路と同じ高さに嵩上げし駐車場として利用していた。

現地確認：現地は隣接する墓地の駐車場として利用されており農地として復旧することが困難

受付番号32

位置等：説明資料の10ページと17ページに記載

潰廃事由：義母が耕作していたが死亡し、相続を受けたが遠方で管理が行き届かず現在に至る。

現地確認：茅、雑草等が繁茂しており農地として復旧することが困難

受付番号33

位置等：説明資料の18ページと19ページに記載

潰廃事由：平成6年頃から取水ができなくなり耕作をやめ現在に至る。

現地確認：現地は原野、山林化しており農地として復旧することが困難

受付番号 34

位置等：説明資料の 18 ページと 20 ページに記載

潰廃事由：昭和 40 年ごろ耕作不便なため耕作をやめ現在に至る。

現地確認：現地は、原野化しており農地として復旧することが困難

受付番号 35

位置等：説明資料の 18 ページと 21 ページに記載

潰廃事由：平成 13 年頃宅地への進入路として利用してしまった。

現地確認：現地は宅地への進入路として利用しており農地として復旧することが困難

受付番号 36

位置等：説明資料の 22 ページと 23 ページに記載

潰廃事由：昭和 51 年頃墓地を造成し現在に至る。

現地確認：現地は墓地となっており農地として復旧することが困難

受付番号 37

位置等：説明資料の 22 ページと 24 ページに記載

潰廃事由：昭和 52 年頃作業小屋等を建てて現在に至る。

現地確認：現地は小屋が建っており農地として復旧することが困難

受付番号 38

位置等：説明資料の 22 ページと 25 ページに記載

潰廃事由：平成になる以前に既に宅地として利用していた。

現地確認：現地は宅地として利用されており農地として復旧することが困難

受付番号 39

位置等：説明資料の 26 ページと 27 ページに記載

潰廃事由：労働力不足で農地としての管理をやめ道路面まで埋め立てを行い農地以外の用途で利用

現地確認：現地は埋め立てられ雑種地となっており農地として復旧することが困難

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

宇恵委員 受付番号 32、33 について、資料と議案で面積は違っていないか。

事務局 受付番号 32 については 355 番 1 が 1,112 平方メートル、355 番 2 が 332 平方メートル、356 番が 508 平方メートルとなっています訂正確認をお願いします。受付番号 33 については、370 番 1 が 1790 平方メートル、449 番 1 が 558 平方メートルです。申し訳ありませんが訂正をお願いいたします。

高坂委員 受付番号 34 の申請地のとなりはどのような状況でしょうか。

事務局 申請地とほぼ同じ状況です。所有者は違います。

議 長：そのほかありませんか。

三吉委員 受付番号 28 は、面積が比較的小さいがほ場整備はしてあるのか。また、申請地の近隣の農地の状況はどうなっているのか。そして。受付番号 38 番、議案は原野となっているが説明資料は、宅地となっている。説明ください。

事務局 受付番号 28について、申請地はほ場整備農地です。しかし、水利も枯れ、進入路の片方はイノシシ柵で遮断され、もう片方は比較的急な農道となっており耕作が不便である。近隣の農地も同じような状況となっている。受付番号 38について、申請者が原野で申請されていたので議案送付段階では原野としていたが、その後現地確認にて宅地拡張されていたので資料は宅地としている。議案を宅地と変更ください。

三吉委員 ほ場整備している農地を、非農地証明するとなると、米が作れない、イノシシの被害がひどいなどの耕作者の方の理由だけ聞いていては、トラブルの原因となる可能性があるほ場整備済みの農地の非農地証明は、明確な理由を付して、他の農地とは区分して整理していく必要があると思います。これは要望です。

議 長：そのほかありませんか。

議 長：ないようですので、採決に移ります。

「非農地証明について」受付番号 28 から 39 を一括で採択したいと思います。これにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

議 長：無いようですので、受付番号 28 から 39 について、申請のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手多数 決定されました。

議 長：以上をもちまして本日上程いたしました議案の審議はすべて終了いたしました。

議 長：会長報告を行います。

11月 9日 岩国市農業委員会視察対応 出席
11月 12日 庄原市へ意見書提出
11月 15 16日 女性農業委員 中国・四国ブロック大会 出席
11月 18日 庄原市食育ポスター 農業委員会長賞 表彰式 出席
11月 27日 ウーマンネット広島 備北ブロック会 出席
11月 28日 農業委員・農地利用最適化推進委員 備北ブロック研修会 出席
11月 29 30日 全国農業委員会 会長大会 出席
12月 2日 市長を囲む会 出席

議 長：引き続き、「その他」について事務局の説明を求めます。

(係長：説明 以下 略)

議 長：ただ今の説明に対し、また、それ以外の事でも結構です。全体を通して皆さんから何かございませんか。

(なしの声あり)

議 長：ないようですので以上で本日の日程をすべて終了しました。

これをもって、閉会いたします。(午後2時36分)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ない旨を証するため、ここに署名する。

平成 30 年 12 月 5 日

議長
(道下和子) _____

21 番委員
(天根公昭) _____

22 番委員
(青才弘江) _____